

【別表】利用料

利用料（令和7年4月から）			
利用時間 (時間)	身体介護 (有り)	身体介護 (無し)	【日中時間帯 以外の加算の 算定】
~0.5	<u>256単位</u>	<u>106単位</u>	午後6時から 午後10時まで：25%に 相当する額。
~1.0	<u>404単位</u>	<u>197単位</u>	
~1.5	<u>587単位</u>	<u>275単位</u>	
~2.0	<u>669単位</u>	<u>345単位</u>	
~2.5	<u>754単位</u>	<u>414単位</u>	
~3.0	<u>837単位</u>	<u>483単位</u>	
~3.5	<u>921単位</u>	<u>552単位</u>	
~4.0	<u>1,004単位</u>	<u>621単位</u>	
~4.5	<u>1,087単位</u>	<u>690単位</u>	
~5.0	<u>1,170単位</u>	<u>759単位</u>	
~5.5	<u>1,253単位</u>	<u>828単位</u>	
~6.0	<u>1,336単位</u>	<u>897単位</u>	
~6.5	<u>1,419単位</u>	<u>966単位</u>	
~7.0	<u>1,502単位</u>	<u>1,035単位</u>	
~7.5	<u>1,585単位</u>	<u>1,104単位</u>	午前6時から 午前8時まで： 25%に相当 する額。
~8.0	<u>1,668単位</u>	<u>1,173単位</u>	
8.0～	30分ごとに83 単位を加算	30分ごとに69 単位を加算	

身体介護(有り)の判断基準は、以下に該当するものとする。

【障がい者】

○障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

- ① 「歩行」：「全面的な支援が必要」
- ② 「移乗」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
- ③ 「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
- ④ 「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」
- ⑤ 「移動」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

【障がい児】

○調査項目（5領域20項目）において①～②のいずれか一つ以上に認定されている者

- ① 「排せつ」：「一部支援が必要である」または「常に支援が必要
である」
- ② 「運動の基本的技能(移動)」：「一人で歩くことができるが、手をつなぐなどのサポートや杖・保護帽
などの補助具が必要」または「一人で歩くことが難しい」